事務連絡

令和２年７月１日

　各社会福祉施設等の長　様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長

社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持してくことが求められています。事業の継続には、必要事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効とされています。

今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生時においても、ＢＣＰを作成しておくことが重要となります。

つきましては、厚生労働省作成の「社会福祉施設等におけるBCP様式（別紙１）」及び「社会福祉施設等におけるBCP様式解説集（別紙２）」を参考にBCPの作成をお願いします。

また、厚生労働省HPでは、社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインや業務継続計画の作成例を掲載しています。併せて御参照の上、同業務継続計画を作成いただくようお願いします。

記

１　添付資料

（１）社会福祉施設等におけるBCP様式（別紙１）

（２）社会福祉施設等におけるBCP様式解説集（別紙２）

２　参考リンク

（１）社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業

　　<https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019_welfare_bcp_1.pdf>

（２）社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライ

　　　ンなど

　　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

担当：施設・事業者指導担当　前川

電話：０４８－８３０－３２４７